

社会資本整備重点計画の見直しについて

1. 重点計画見直しの経緯

- ・ 社会資本整備重点計画は、社会資本整備重点計画法に基づき、社会資本整備の方向性を示すもの。
- ・ 平成 15 年に、従来の 9 本の事業分野（道路、交通安全施設、空港、港湾、都市公園、下水道、治水、急傾斜地、海岸）別の計画を一本化するとともに、計画の内容を「事業費」から「達成される成果」に転換。
- ・ 平成 21 年 3 月に 2 期目となる現行計画を閣議決定。計画期間は、平成 20 年度から平成 24 年度。
- ・ 深刻な財政状況、経済・社会の閉塞感、将来への不安の高まりなど、公共事業を取り巻く環境が大きく変化したことにより、政策の大胆な見直しが求められており、社会資本整備重点計画を抜本的に見直すこととなった。

2. 現在の状況・今後のスケジュール

- ・ 昨年 7 月に社会資本整備審議会及び交通政策審議会の総会並びに両審議会計画部会の合同会議において、国土交通大臣から付議。見直し着手。
- ・ 12 月に計画部会で、「新たな社会資本整備重点計画の骨子について」をとりまとめ。
- ・ 骨子においては、社会資本整備審議会又は交通政策審議会の関連分科会等とも連携し、具体的な内容について、さらに詳細に検討するとされている。
- ・ 4 月頃「素案のとりまとめ」、8 月頃「閣議決定」を目指す。